

「老人保健制度」と「後期高齢者医療制度」の比較

	老人保健制度による医療 (平成 20 年 3 月 31 日まで)	後期高齢者医療制度による医療 (平成 20 年 4 月 1 日から)
対象となる人	75 歳（一定の障がいがある人は 65 歳）以上の人。	左記に同じ
加入する医療制度	国民健康保険や健康保険組合などの医療保険制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けます。	これまで加入していた国民健康保険や健康保険組合などの医療保険制度を離れ、「後期高齢者医療制度」に加入し、医療を受けます。
保険制度の運営	市町（国民健康保険）や各医療保険制度の保険者	県内のすべての市町が加入する「後期高齢者医療広域連合」
保険証	加入している「医療保険の保険証」が、世帯に 1 枚、または 1 人 1 枚、また、保険証とは別に「老人医療受給者証」が 1 人 1 枚交付されます。	「後期高齢者医療制度」の保険証が、1 人 1 枚交付されます。
保険料	国民健康保険や健康保険組合など、加入している医療保険の保険料を負担します。	後期高齢者医療制度の対象となる人全員が、新制度の保険料を負担します。
自己負担割合	1 割負担 (現役並み所得者は 3 割)	左記に同じ